

垂水市での新婚生活を
応援します！

結婚新生活 支援補助金

補助金

60万円

※29歳以下・所得500万円未満の若年新婚世帯
※住居費・リフォーム費用及び引っ越し費用の合計額
(ただし、1世帯当たり60万円を上限とする。)

補助金

30万円

※39歳以下・所得500万円未満の若年新婚世帯
※住居費・リフォーム費用及び引っ越し費用の合計額
(ただし、1世帯当たり30万円を上限とする。)

補助金

15万円

※50歳以下の新婚世帯
※新生活準備にかかる費用の合計額
(ただし、1世帯当たり15万円を上限とする。)

補助金チェックシート

補助対象者に該当するか、まずはチェックシートでご確認ください。

- 1 令和7年1月1日から令和8年3月31日
までに婚姻届を出しましたか。
- Yes ↓ No → 非該当
- 2 婚姻を機に垂水市内へ新居を構えた。
または、賃貸住宅等(アパート・定住
促進住宅含む)へ入居した。
※市内住替も可
- Yes ↓ No → 非該当
- 3 以下の3点について、該当項目がありますか。
①他の公的制度による家賃補助を受けたことがない。
②家賃及び市税の滞納がない。
③過去に本助成の交付を受けたことがない。
- Yes ↓ No → 非該当
- 4 夫婦の合計所得は500万円未満ですか。
- Yes ↓ Yes ↓ No ↓ 非該当
- | 夫婦ともに
29歳以下ですか。 | 夫婦ともに
39歳以下ですか。 | 夫婦ともに
50歳以下ですか。 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| Yes ↓
該当
補助金60万円 | No ↘ Yes ↓
該当
補助金30万円 | No ↘ Yes ↓
該当
補助金15万円 |

I♥Tarumizu



新婚生活を応援します！

1 助成要件

〈対象者：共通〉

次の①～⑤の全ての要件を満たす者

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民登録した者
- ② 世帯員全員が公的制度による家賃補助を受けていない者
- ③ 家賃及び市税を滞納していない者
- ④ 夫婦共に暴力団員でない者
- ⑤ 過去に本助成金の交付を受けていない者

〈対象者：助成金60万円〉

次の①～②の全ての要件を満たす者

- ① 婚姻届提出日において、夫婦ともに29歳以下の者
- ② 世帯所得が500万円未満の世帯

〈対象者：助成金30万円〉

次の①～②の全ての要件を満たす者

- ① 婚姻届提出日において、夫婦ともに39歳以下の者
- ② 世帯所得が500万円未満の世帯

【参考（所得の定義）】

給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額
自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

〈対象者：助成金15万円〉

婚姻届提出日において、夫婦ともに50歳以下の者

2 助成額 ※重複申請不可

- ・上限60万円 （29歳以下の新婚世帯）
- ・上限30万円 （39歳以下の新婚世帯）
- ・上限15万円 （50歳以下の新婚世帯）

3 助成対象 ※令和7年4月1日以降の経費

＜助成金60・30万円＞

- ① 結婚に伴う新規の住宅取得費
- ② 結婚に伴う賃貸経費
- ③ リフォームに伴う費用
- ④ 結婚に伴う引越し費用

＜助成金15万円＞

- ① 新生活準備にかかる経費

（単価1万円以上の家具・家電等）

※個人間の売買により購入したものは対象外

垂水市結婚新生活支援事業



4 申請の流れ

1 交付の申請／申請者

令和7年1月1日から令和8年3月31日の補助対象期間内に婚姻届を提出し、次の書類を提出

- ① 結婚新生活支援事業交付申請書（第1号様式）
- ② 戸籍謄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 世帯員全員に市税の滞納がないことを証する書類
※以下（⑤～⑬）は該当する場合のみ提出
- ⑤ 世帯全員の所得がわかる書類（所得証明書等）
- ⑥ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ⑦ 住宅の購入に要した費用が分かる書類
- ⑧ 賃貸住宅の賃貸借に要した費用が分かる書類（領収書等）
- ⑨ 住宅手当等支給証明書（第2号様式）
- ⑩ リフォームに要した費用の内訳及び支払いが確認できる書類
- ⑪ リフォーム前後の現場状況写真
- ⑫ 引越しに要した費用が分かる書類（領収書等）
- ⑬ 新生活準備にかかる経費が分かる書類（領収書等）

2 交付決定または不交付決定／垂水市

受付後、交付申請の書類審査を行います。交付を決定した場合は、垂水市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）を市役所から申請者あてに送付します。

※審査の結果、補助金を交付しないことを決定した時は、その理由を付して、結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）を通知します。

3 補助金の請求／申請者

結婚新生活支援事業補助金交付請求書（第7号様式）と振込を希望する通帳の写しを提出してください。

4 補助金の交付／垂水市

請求により、補助金を支払います。